

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和7年9月20日 第192号

鮎祭りに行ってきました

県庁前ひろばで開催された鮎祭りに行ってきました。チラシによれば鮎の塩焼きや鮎めしなどの屋台が出るようで、鮎を食べる機会がなかなか無いので、楽しみに出かけてみました。県庁地下駐車場に車を置いて会場に向かいます。ステージではマンドリンの演奏中で、ちょっと寂しい雰囲気になっています。会場の出店は、焼きそば、肉料理、台湾料理、台湾物産、ドッグラン、鮎つかみ取り、金魚すくい、鮎料理、和菓子、カレー、かき氷とステージでの生演奏。



早い時間なので人はまばらでした。

にかくやってみることが大事だということを思い起こさせてくれました。

とはいいつつも、あっという間に見終わってしまったので、県庁の展望ロビーへ行ってきました。普段行き来している道や建物の位置関係が、上から見ると随分と違うもので、結構な時間を楽しむことができました。駐車場も展望ロビーも無料です。

このラインナップで「鮎祭り」としてイベントを開催した漁協の皆さんの胆力に驚嘆しました。決して馬鹿にしているわけではありません。その突破力が素晴らしいと思ったのです。

自分自身を思い起こせば、これでは人にどう思われるかなどと考えて、とかく腰が引けてしまうものですが、行動を起こさなければ絶対に結果が出ることは無く、と



これで500円は安いかも、美味しかったです。



1回の収穫でも結構採れます。

我が家の畑
ナス、ピーマン、オクラ、大葉は相変わらず順調です。ただし、虫食いが多くなってきたので、オクラなどは半分以上を畑で処分しています。ホウレンソウ、白菜、大根、キャベツ、タマネギの種を蒔きました。大根はあっという間に芽が出ました。キャベツは育苗作業に移ります。今年初めて秋ジャガイモの栽培に挑戦します。専用の種芋と、夏に収穫した自家栽培の芋を植えてみました。果たしてどんな結果となるでしょう。

日本年金機構から公表された 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更の案内とQ&A

社会保険の扶養家族として認められるためには、年収 130 万円を超えてはいけないという状況が長く続いてきました。パートタイマーの方はこの条件を満たそうと働く時間を少なくするなどの対策をとっていたため、「130 万円の壁」と呼ばれるようになりました。

この条件は子供でも同様ですが、最近では学費や生活費の値上がりに対応するために学生がアルバイトを増やしたせいで扶養から外れてしまい、逆に生活が苦しくなるという現象が発生して問題となっていました。



令和7年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入

要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内やQ&Aを公表しています。

扶養認定日が令和7年 10 月1日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。年齢要件(19 歳以上 23 歳未満)は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

日本年金機構のQ&Aでは、以下のようなことが示されています。

- あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。
- 令和7年 10 月1日以降の届出で、令和7年 10 月1日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。